五　五歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
六　胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
七　一手の小指の用を廃したもの
八　一手の母指の指骨の一部を失ったもの
九　一下肢を一センチメートル以上短縮したもの
一〇　一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの
一一　一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの

七級

一　一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
二　三歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
三　一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
四　上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
五　下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
六　一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
七　一手の母指以外の手指の遠位指関節を屈伸することができなくなったもの
八　一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの
九　局部の神経症状を残すもの
一〇　男性の外貌（ぼう）に醜状を残すもの

別表第三（第百十六条、第百三十二条、第百三十四条関係）

一　呼吸器系結核
二　肺化のう症
三　けい肺（これに類似するじん肺症を含む。）
四　その他認定又は診査に際し必要と認められるもの

別表第四（第百四十二条、第百五十条関係）

障害等級	額
一級	最終標準報酬日額から最高限度額を控除した額の二〇〇日分、四〇〇日分、六〇〇日分、八〇〇日分、一，〇〇〇日分、一，二〇〇日分又は一，三四〇日分
二級	最終標準報酬日額から最高限度額を控除した額の二〇〇日分、四〇〇日分、六〇〇日分、八〇〇日分、一，〇〇〇日分又は一，一九〇日分
三級	最終標準報酬日額から最高限度額を控除した額の二〇〇日分、四〇〇日分、六〇〇日分、八〇〇日分、一，〇〇〇日分又は一，〇五〇日分
四級	最終標準報酬日額から最高限度額を控除した額の二〇〇日分、四〇〇日分、六〇〇日分、八〇〇日分又は九二〇日分
五級	最終標準報酬日額から最高限度額を控除した額の二〇〇日分、四〇〇日分、六〇〇日分又は七九〇日分
六級	最終標準報酬日額から最高限度額を控除した額の二〇〇日分、四〇〇日分、六〇〇日分又は六七〇日分
七級	最終標準報酬日額から最高限度額を控除した額の二〇〇日分、四〇〇日分又は五六〇日分

別表第五（第百四十二条、第百五十条関係）

障害若しくは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発生した日又は最後に資格を喪失すべき事由が生じた日	率
昭和二十八年三月三十一日以前	二五・〇三
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日まで	二二・〇五
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日まで	二〇・八一
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日まで	一九・九〇
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日まで	一八・七七
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	一八・一二
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日まで	一七・八六
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日まで	一六・七七
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一五・七八
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一四・一二
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一二・七〇
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一一・四五
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一〇・三四
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	九・四六
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	八・五八
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	七・七三
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	六・八四
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	五・九八
昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで	五・一四
昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで	四・五一
昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日まで	三・九〇
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日まで	三・二九
昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日まで	二・六四
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで	二・二五
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで	二・〇二
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで	一・八五
昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日まで	一・七五